

東日本旅客鉄道労働組合
水戸地方本部執行委員会 殿

2019年 7月26日
東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員長 山口 浩治



第2回中央執行委員会の決定事項

中央本部は、第2回中央執行委員会で以下のように決定したのでお伝えします。

- 1 中央本部として、バス棚倉分会との意見交換の場を設定して頂き、議論を行ってきました。その中で職場から出された、苦闘や怒りを改めて報告し、中央執行委員会で議論を行いました。中央執行委員会では、バス棚倉で発生した不当労働行為は許せないことを確認し、バス棚倉分会に中央本部は「寄り添ってたたかいをつくってきたのか」と厳しい議論を行いました。そして、団体交渉等の議論まで高められていない職場で発生している事象をどのように解消していくのかという議論になりました。

それらを踏まえ、バス棚倉分会から不当労働行為について第三者機関の活用を要請されましたが、まずは中央本部がバス棚倉分会に寄り添い、バス関東本部申17号交渉における職場のたたかひの成果・教訓を活かし、職場で発生する諸問題の解決を目指していきます。そのために、バス関東本部と連携を強化し、組合員からの聞き取り調査を早急に行い、解決を図ることに全力を上げて鋭意団体交渉等を行い、その中でバス棚倉分会との議論を継続して行っていくことが確認されました。

- 2 バス棚倉で発生した問題とは別に、貴地方本部の組織運営について指摘をします。貴地方本部からの要請内容は、第38回定期大会にて、貴地方本部の山口代議員が提案者として発言をした修正動議の「(3) JR 東日本会社やジェイアールバス関東会社等のグループ会社による不当労働行為の脱退強要は、その音声データを含む多くの証拠・証人を確保しており、すべての組合員・家族の利益を守るために、労働委員会の活用等、あらゆる手段を尽くしてたたかいます。」という修正動議と同じ主張です。この修正動議は代議員によって否決されました。

しかし、貴地方本部大会(2019.7.12)の総括答弁において「7月26日までに回答を頂ければ、水戸地本として不当労働行為の救済申し立てを提訴することとします。」と中央本部に相談もなく突如大会確認がされました。この大会決定は、規約第27条「各組織および各級機関は、大会、中央委員会で決定された方針を実践しなければならない。これに反する決定は無効とする。」に反するものと言わざるを得ません。

重ねて何度も指摘しますが、単一組合であるJR東労組に対し、弁護士は「労働組合の方針に沿っているか否かの判断権者は、第1は大会そして中央委員会、それらが開催されるまでの間は中央執行委員長です。方針に沿っているか否かに疑義があるときは、それらの判断権者の指示に従うのが組織としての当然の義務です。」と貴地方本部にお伝えしています。貴地方本部には、規約に準じた組織運営を行うことを強く要請します。

以上